

秋田県公安委員会告示第30号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき、公示する。

令和8年4月24日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
空港保安警備業務1級	令和8年6月2日（火） 午後1時30分から午後4時まで	秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部第3会議室
空港保安警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

2 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験により判定する。

なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

3 定員

10人（先着順に受け付け、定員になり次第受付を締め切る。この定員は、それぞれの警備業務の種別及び級の審査を受ける者の全てを合わせた総数とする。）

4 対象者

- 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証（検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）の規定により行われた1級又は2級の検定合格証をいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地がある者又は秋田県内の営業所に所属する警備員
- (1)及び(2)とも、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

5 検定合格者審査の内容

検定合格者審査は、次に掲げる学科試験及び実技試験を行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。

(1) 学科試験

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 申請手続

(1) 受付期間

令和8年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類等

- 審査申請書 1通
- 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
- 旧検定合格証の写し 1通
- 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者については、次のいずれかの書面 1通

(ア) 秋田県内に住所地がある者は、住所地が秋田県内に有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）

(イ) 秋田県外に住所地がある者は、警備業務に従事し、かつ、秋田県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状（郵送による申請は受け付けない。）

7 審査申請書等の提出先

(1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地がなく、かつ、秋田県内の営業所に所属しない者については、県内いずれかの警察署

8 手数料

4,700円

審査申請書を提出する際、秋田県証紙又はキャッシュレス決済により納付すること。

なお、納付した手数料は返還しない。

9 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、旧検定合格証、筆記用具及び運動靴（上履き）を必ず持参すること。

(2) 当日、旧検定合格証を忘れた場合は受験できない。

(3) 検定合格者審査は、同時に2以上の種別、級に係る審査を受検することはできない。

(4) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を終えること。

(5) 検定合格者審査について不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111、内線3043~3045）に問い合わせること。